挾間史談会規約

二 この会の事務局を当分の間、会長の定める所に置く一 この会を「挾間史談会」という

二 この会は県内各地の地方史研究者、研究団体と連絡を密にして、

地方史(特に挾間に関する歴史)の研究を推進することを目的

とする

四 この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行う

1 会誌(挾間史談会会誌)の発行

2 研究会、講演会、実地調査等の開催

3 文化財の調査 研究 保存

4 その他本会の目的達成に必要な事業

この会は左の会員をもって組織する。

五

・会員(年額三千円の会費を負担する)

賛助会員(年額一口五千円の会費を負担する)

六 この会は毎年一年に一回総会を開く。但し、必要に応じて臨時

総会を開くことができる

七 この会に左の役員をおく

会長

名

1

2 幹事(事務局長)

3 委員

万長) 一名

4 会 十

一名

5 4会計監査

一名

6 世話人会 世話人若干名(会の運営について必要事項を事前

に相談する)

7 顧問(会長経験者)

ハ 会長は委員会で推薦して総会の承認を求める

幹事は総会によって会員中より選出され、その任期は二年とす

る

九

十 この会の経費は、会費および寄付金等によってまかなう。

十一 規約の変更は総会の議決によってのみなされる

十二(この規約は、平成十五年四月二十日より、適用する)